

那覇市役所本庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

本仕様書は、那覇市本庁舎（以下、「本庁舎」という。）の電気事業法及びその他関係法令の電気設備に関する技術基準等に適合するよう、本庁舎自家用電気工作物の特殊性を十分に把握した専門知識を有する者が、適正かつ円滑に維持、運用業務を行い、施設の安全性及び耐久性の向上を図ることを目的とする。

1. 委託期間 令和8年4月1日 ～ 令和11年3月31日

2. 施設概要

- (1) 施設名称 那覇市役所本庁舎
- (2) 所在地 那覇市泉崎1丁目1番1号
- (3) 建築面積 4961.82㎡
- (4) 延床面積 38585.73㎡
- (5) 設備概要 高圧2回線受電 3φ3W 6,600V 60HZ
設備容量 2,950KVA
非常用発電機 750KVA (ディーゼルエンジン)
太陽光発電設備 20kW

3. 対象設備

対象となる電気工作物は次のとおりとする。

- (1) 受変電設備（高圧機器全般）
- (2) 高圧電線路全般
- (3) 高圧回路に付帯する設備機器
- (4) 配電盤に接続している低圧回路（主幹線）
- (5) 非常用発電設備（稼働試験含む）

4. 業務計画の作成

本業務の実施に先立ち、発注者と十分な協議を行った上で、すみやかに以下の書類を作成提出するものとする。

- (1) 業務実施工程表
- (2) 点検実施計画書
- (3) 仮設養生等の計画書
- (4) その他必要書類

5. 業務内容

- (1) 以下に定める点検業務を行い、すみやかに保守点検結果報告書を提出する。点検項目については、別表を基準とするが、別途法令等で指定のある点検項目については、記載がなくても行うものとする。

①月次点検（日常点検） 毎月1回

②年次点検（定期点検） 毎年1回 ※仮設非常用発電機を設置し火

災報知機が稼働できる状態まで電力を確保する。

- (2) 軽微な補修及び応急処置業務
- (3) 災害防止に関する安全対策業務
- (4) 事故、災害等の緊急時は、設置者に対して指導助言を行うなど、迅速な現場対応を行い、必要に応じて電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きの助言を行うものとする。
- (5) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関して必要となる官公庁への申請書類の作成提出業務
- (6) その他重要な修繕・改修工事等における現場立会い業務（費用は別途協議とする）

6. 安全の確保

本業務の遂行にあたっては、関係法令の遵守に努め、事故の防止等、安全確保に万全を期するものとする。

7. 報告書の作成及び保管

報告書は、業務担当者（電気主任技術者）の責任において、適正に作成提出するものとする。また、提出書類は、受注者においても3年間保存するものとする。

8. 労働法上の責任

受注者は、受注者の従業員に対する雇用者として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法その他法令上のすべての責任を負うものとする。

2 受注者は、発注者の所有又は占有に係わる建物施設等が、受注者の従業員に対し安全上または衛生上の危険若しくは、有害のおそれが発見された時は、発注者に対し直ちにその旨を申出るとともに、発注者はその申出に応じ速やかに措置をとり、または受注者が措置することを認めるものとする。

9. 契約業務の履行

受注者はこの契約の履行にあたり、関係諸法令及び諸規則並びに仕様書に定める範囲及び基準を誠実かつ善良なる管理者の注意義務をもって履行しなければならない。

10. 業務担当者の選任等

受注者は契約業務の履行にあたり、電気事業法施行規則第52条の2第2号の保安業務担当者及び保安業務従事者を別紙において選任し、以下の任にあたらしめるものとし、変更の場合は事前に発注者に通知するものとする。

- (1) 当該業務の履行に係わる業務及び指揮監督
 - (2) 当該業務に関する発注者との業務連絡及び調整
- 2 発注者は事業場において、点検等を行う保安業務担当者及び保安業務従事者に対し面接等を行い、本人確認を行わなければならない。

- 3 発注者は事業場において、点検等を行う者が本契約書に明記された者であることを確認すること。このため、保安業務担当者及び保安業務従事者は、その身分を示す証明書により本人であることを発注者に対して明らかにしなければならない。
- 4 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- 5 保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- 6 保安業務担当者は、那覇産業保安監督事務所の行う電気事業法第107条に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
- 7 発注者又は受注者は、当該業務を実施するにあたり、保安業務担当者並びに保安業務従事者に対し、当該業務以外の業務を兼務させてはならない。

1 1. 連絡責任者

発注者の連絡責任者は、別紙において定めるものとする。

1 2. 保安業務担当者及び保安業務従事者の身分

保安業務担当者及び保安業務従事者は受注者の正社員であり、「8. 労働法上の責任」に規定する各種法令で担保されるものとする。

1 3. 事故・故障発生時の対応

- (1) 事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を設置者又はその従業者から受けた場合は、電気保安業務担当者等が、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行う。
- (2) 電気保安業務担当者等が、事故・故障の状況に応じて、臨時点検を行う。
- (3) 事故・故障の原因が判明した場合は、電気保安業務担当者等が同様の事故・故障を再発させないための対策について、設置者に指示又は助言を行う。
- (4) 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、電気保安業務担当者等が設置者に対し、事故報告するよう指示を行う。

1 4. 法令の遵守、適用法令等

- (1) 本業務委託の遂行にあたっては、必要な法令・規格に基づくものとする。
- (2) 受注者は、那覇市公契約条例第5条に基づき、同条例の基本理念（公契約の適正な履行、適正な労働環境の確保、地域経済の健全な発展等）が実現されるよう、市が実施する公契約に関する施策への協力をする事。
- (3) 受注者は労働基準法その他の法令規則を遵守すること。特に、業務にあたる者に対する賃金不払いがないようにすること。

1 5. 業務の履行責任

- (1) 受注者が行う契約業務に瑕疵があり、又は善良なる保安業務担当者及び保安業務従事者の注意義務を欠いたために不完全な履行が行われた場合は、発注者は受注者に対して直ちに完全な履行を請求することができる。ただし、発注者の設備に受注者が予見できない瑕疵欠陥があったとき、又は発

注者が提供した付属備品、機器の瑕疵等により受注者の責に帰さないときはこの限りではない。

(2) 保安業務担当者及び保安業務従事者は、緊急時の要請等に対し、誠実にかつ迅速に対応しなければならない。

1 6. 不良設備の改善義務

受注者は、本仕様書による保安管理業務の結果、発注者の所有する設備について不良箇所があると判断した場合、その旨を発注者に報告し、発注者は速やかに適切な措置を講じなければならない。

1 7. 経費負担区分

受注者は、本仕様書による保安管理業務の当該業務の履行に必要とする経費を全て負担する。ただし、別途発注する不良設備改修並びに取替に伴う費用は、発注者の負担とする。

1 8. 費用負担

点検・報告及び見積書作成、提出に係る費用、本契約の締結に要する費用等は受注者負担とする。

1 9. 検査の立会い

受注者は、発注者が必要とする保安管理業務の対象に関する検査に立会い、検査係員への説明を行わなければならない。